

特記仕様書

1 除伐業務

- (1) 除伐は造林木の生育を阻害している雑草木の除去を目的とし、次に掲げる作業を実施するものとする。
 - ア 造林木以外の雑草木の伐倒・刈払
 - イ 造林木に絡んだつる類の除去
 - ウ 病・虫・獣・風雪害等の被害木及び形質の悪い造林木（被圧木、損傷木、曲がり木、又木、傾倒木等）の伐倒
- (2) 造林木の生育密度が低い場所等については、伐倒対象木を残すなど、その場所における森林の適正密度を保つよう施業すること。

2 写真の管理

- (1) 施業箇所毎に作業前、作業中、作業後の状況写真を撮影し整理すること。
- (2) 撮影箇所数は、1.0haにつき2箇所程度とすること。
- (3) 施業箇所毎に撮影箇所のGPS情報を記録すること。

3 その他

- (1) 各作業とも、人身事故等の防止には万全を期すこと。
- (2) 周辺山林、河川、林道等に影響のないよう、作業現場の後始末をよく行うこと。
- (3) 火気を使用する場合は、取扱いには十分注意するとともに、火元責任者を置き、使用後は完全に消火したことを確認した後に現場を立ち去ることとし、万が一にも火災等を発生させないようにすること。
- (4) ツチクラゲの発生を防止するため、林内では火気を使用しないこと。
- (5) 流水、落石等による災害の誘引原因とならないように注意すること。
- (6) ビニール、空き缶等は持ち帰るなどして、山にゴミを捨てないこと。
- (7) 受注者は、本業務を下請負に付する場合には、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 受注者は下請負者に本業務の全部または主たる部分を一括して請け負わせてはならない。
なお、あらかじめ発注者に協議し、書面による承認を得た場合はその限りではない。
 - イ 下受注者が、陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その取消しの期間が満了していない者でないこと。
 - ウ 下受注者は、当該下請業務の履行能力を有すること。